

証券コード 1833  
平成24年6月6日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
株式会社 奥 村 組  
代表取締役社長 奥 村 太加典

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年6月27日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第75期（自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第75期（自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okumuragumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、長引く円高や世界経済の減速等に左右されながらも、概ね緩やかな回復基調で推移しましたが、建設業界においては、東日本大震災にともなう復興需要が却って建設技能者不足をはじめとする需給の逼迫を招来するなど、総じて見れば力強さを欠く厳しい経営環境に置かれました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ6.9%減少した179,284百万円となりました。損益面では、建築事業における外注労務費高騰の影響等により工事採算が悪化し、売上総利益は前期に比べ36.5%減少した12,231百万円となり、営業損失は3,939百万円、経常損失は2,828百万円、当期純損失は2,958百万円となりました。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	87,400	48,661	58,814	77,247
	建築事業	133,064	91,378	105,051	119,391
	計	220,465	140,039	163,865	196,638
不動産事業等		—	—	6,168	—
合 計		220,465	140,039	170,034	196,638

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,290百万円で、このうち、主なものは賃貸用土地・建物であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、政策効果や外需に支えられ堅調に推移するとの見方が趨勢となっておりますが、建設業界においては、復興需要こそ見込まれるものの、民間設備投資の動向には予断が許されず、引き続き厳しい経営環境に置かれるものと予想されます。

このような中、当社グループにおきましては、平成25年度を初年度とする新たな中期計画の策定に向け、現行の中期5ヵ年計画の検証・再評価を進めているところでありますが、事業戦略の根幹については堅持する考えを崩さず、環境に即した戦術展開を図ることにより、安定収益の確保に繋げてまいりたい所存でございます。

具体的には、建設事業につきましては、過当競争にますます拍車がかかる中で、一定の事業量を確保していくことが最重要課題と捉えており、土木事業におきましては、保有技術や施工ノウハウ等を最大限に活かした顧客ニーズの充足、積算精度の向上やコストダウンの徹底を通じた受注機会の拡大を図ってまいります。建築事業におきましては、エリア別に注力分野を特定のうえ提案型営業の強化を図る一方、耐震改修をはじめ需要の伸びが期待できるリニューアル分野にも鋭意経営資源を投入してまいります。

不動産事業につきましては、請負ゆえにリスクテイクしなければならない建設事業における業績の年次変動を緩和ないし吸収すべく、収益不動産の取得を中心とした取り組みをなお一層加速させる所存であります。

当社といたしましては、今後とも株主の皆様のご期待に応えられますよう、不撓の経営努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(当社グループの財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第72期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第73期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第74期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第75期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高	226,973	198,493	192,617	179,284
当期純利益	△ 3,405	651	3,604	△ 2,958
1株当たり当期純利益	△ 17 <sup>円</sup> 03 <sup>銭</sup>	3 <sup>円</sup> 26 <sup>銭</sup>	18 <sup>円</sup> 04 <sup>銭</sup>	△ 14 <sup>円</sup> 80 <sup>銭</sup>
総資産	293,677	241,758	229,771	216,856
純資産	115,155	115,468	114,387	111,714

(当社の財産および損益の状況の推移)

(単位 百万円)

区 分	第72期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第73期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第74期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第75期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
受注高	167,517	169,436	132,842	140,039
売上高	220,760	199,561	187,969	170,034
当期純利益	△ 3,799	649	3,593	△ 3,064
1株当たり当期純利益	△ 19 <sup>円</sup> 00 <sup>銭</sup>	3 <sup>円</sup> 24 <sup>銭</sup>	17 <sup>円</sup> 98 <sup>銭</sup>	△ 15 <sup>円</sup> 33 <sup>銭</sup>
総資産	288,492	236,532	224,902	212,471
純資産	113,034	113,319	112,187	109,424

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100百万円	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の2社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として平成19年11月30日国土交通大臣許可（特-19）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として平成19年10月5日国土交通大臣免許（11）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
土 木 事 業	793 <sup>名</sup>	△67 <sup>名</sup>
建 築 事 業	1,054 <sup>名</sup>	25 <sup>名</sup>
不 動 産 事 業	12 <sup>名</sup>	△2 <sup>名</sup>
そ の 他	63 <sup>名</sup>	0 <sup>名</sup>
合 計	1,922 <sup>名</sup>	△44 <sup>名</sup>

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,857 <sup>名</sup>	△42 <sup>名</sup>	43.2 <sup>歳</sup>	19.6 <sup>年</sup>

(9) 主要な営業所

① 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号  
支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大阪市)  
支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大阪市)  
東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)  
東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)  
名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)  
技術研究所 (つくば市)

② 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大阪市)  
太平不動産株式会社(東京都港区)

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,000 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,000

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	480,376,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式28,579,984株を含む）	228,326,133株
(3) 株 主 数	18,085名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	19,400 <sup>千株</sup>	9.7%
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	7,666	3.8
奥 村 組 従 業 員 持 株 会	7,339	3.7
BBH/BLACKROCK GLOBAL ALLOCATION FUND, INC.	7,158	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,595	3.3
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,074	3.0
住 友 不 動 産 株 式 会 社	6,050	3.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,568	2.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,593	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,209	2.1

- (注) 1. 当社は自己株式28,579,984株を保有しておりますが、上記から除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		
代 表 取 締 役	平 子 高 育	管理本部長	
取 締 役	山 口 俊 男	東京本社営業担当	
取 締 役	高 見 一 夫	東日本支社長	
取 締 役	青 木 浩 三	西日本支社長	
取 締 役	土 谷 誠	土木本部長	
取 締 役	小 林 俊 雄	東日本支社副支社長	
取 締 役	藤 岡 誠 一	建築本部長	
取 締 役	水 野 勇 一	東日本支社副支社長	
常 勤 監 査 役	西 上 雄 策		
常 勤 監 査 役	竹 村 勇 二		
監 査 役	伊 藤 慎 二		弁護士(伊藤慎二法律事務所代表)
監 査 役	出 島 信 彦		税理士(出島信彦税理士事務所代表)
監 査 役	高 橋 義 雄		公認会計士・税理士(高橋公認会計士事務所代表)

- (注) 1. 監査役伊藤慎二、出島信彦、高橋義雄の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役伊藤慎二、出島信彦、高橋義雄の3氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役竹村勇二氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役出島信彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高橋義雄氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

\*印は、取締役兼務であります。

*専務執行役員	(管理本部長)	平子高育
*専務執行役員	(東京本社営業担当)	山口俊男
常務執行役員	(東京本社営業担当)	橋本正
常務執行役員	(東京本社営業担当)	小木芳國
常務執行役員	(東京本社営業担当)	白波瀬正道
*常務執行役員	(東日本支社長)	高見一夫
*常務執行役員	(西日本支社長)	青木浩三
*常務執行役員	(土木本部長)	土谷誠
執行役員	(東京本社営業担当)	肥田明義
執行役員	(本社営業担当)	南兼一郎
執行役員	(東京本社管理担当)	清水利治
執行役員	(西日本支社広島支店長)	江隅幸治
*執行役員	(東日本支社副支社長)	小林俊雄
執行役員	(西日本支社九州支店長)	大石宏和
*執行役員	(建築本部長)	藤岡誠一
執行役員	(東京本社技術担当)	飯田廣臣
執行役員	(東京本社営業担当)	栗田猛志
執行役員	(西日本支社関西支店長)	山口慶治
*執行役員	(東日本支社副支社長)	水野勇一

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 179百万円

監査役 6名 46百万円（うち社外 3名 16百万円）

(注) 上記には、平成23年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役伊藤慎二氏の兼職先である伊藤慎二法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役出島信彦氏の兼職先である出島信彦税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外監査役高橋義雄氏の兼職先である高橋公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	伊 藤 慎 二	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	出 島 信 彦	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	高 橋 義 雄	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの構築の基本方針」を取締役会決議により以下のとおり定めております。

### I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

### II. 基本方針

#### <取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制>

(会社法第362条第4項第6号)

#### <使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制>

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員業務の執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。

### ＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、監査役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報を守るため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

### ＜損失の危機の管理に関する規程その他の体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画(BCP)の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

### ＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。

- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。

#### ＜当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査役は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査役に報告する。

#### ＜監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項＞

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

#### ＜補助使用人の取締役からの独立性に関する事項＞

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

- ① 監査役の職務の遂行に際し、必要とする補助は内部監査部門に所属する職員が自己の職務に優先して行う。
- ② 内部監査部門に配置する職員については、業務執行部門が推薦し、監査役の了承を事前に得る。監査役から当該職員の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立性を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の間接管理、人事考課等については監査役の確認を得る。

#### ＜取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制＞

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査役と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査役の出席を求める。

- ③ 監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査役に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役、執行役員または職員が会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査役に報告する。

#### ＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 監査役の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査役と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査役と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査役が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査役5名のうち3名を社外監査役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>145,178</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,085</b>
現金預金	16,624	支払手形・工事未払金等	46,397
受取手形・完成工事未収入金等	88,491	短期借入金	11,160
有価証券	9,999	リース債務	15
未成工事支出金	21,228	未払法人税等	184
その他のたな卸資産	6,287	未成工事受入金	17,830
繰延税金資産	58	完成工事補償引当金	445
その他	6,950	賞与引当金	731
貸倒引当金	△4,460	工事損失引当金	4,360
<b>固定資産</b>	<b>71,677</b>	資産除去債務	74
<b>有形固定資産</b>	<b>28,234</b>	その他	13,884
建物・構築物	8,014	<b>固定負債</b>	<b>10,056</b>
機械・運搬具・工具器具・備品	336	長期借入金	154
土地	19,767	リース債務	40
リース資産	34	繰延税金負債	6,150
建設仮勘定	82	退職給付引当金	3,288
<b>無形固定資産</b>	<b>285</b>	資産除去債務	50
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,156</b>	負ののれん	283
投資有価証券	42,357	その他	89
長期貸付金	1,050	<b>負債合計</b>	<b>105,141</b>
その他	3,842	<b>純資産の部</b>	
貸倒引当金	△4,093	<b>株主資本</b>	<b>102,058</b>
		資本金	19,838
		資本剰余金	25,326
		利益剰余金	69,250
		自己株式	△12,357
		その他の包括利益累計額	9,655
		その他有価証券評価差額金	9,655
		<b>純資産合計</b>	<b>111,714</b>
<b>資産合計</b>	<b>216,856</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>216,856</b>



## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日残高	19,838	25,326	74,006	△12,348	106,823
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,797		△1,797
当期純損失			△2,958		△2,958
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△4,756	△9	△4,765
平成24年3月31日残高	19,838	25,326	69,250	△12,357	102,058

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
平成23年4月1日残高	7,563	7,563	114,387
当連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,797
当期純損失			△2,958
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	2,092	2,092	2,092
当連結会計年度中の変動額合計	2,092	2,092	△2,672
平成24年3月31日残高	9,655	9,655	111,714

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- |            |  |
|------------|--|
| ①連結子会社の数   | 2社   |
| 連結子会社の名称   | 奥村機械製作(株)、太平不動産(株)   |
| ②非連結子会社の名称 | オーエステー工業(株)、オーシー産業(株)、鎌倉温水プールPFI(株)、奥村機械製作股份有限公司、加須農業集落排水PFI(株)、木更津教育サービスPFI(株)、吹田南千里PFI(株)、奈良新県営プールPFI(株) |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| ①持分法を適用している非連結子会社および関連会社はない。 |  |
| ②持分法非適用の非連結子会社の名称            | オーエステー工業(株)、オーシー産業(株)、鎌倉温水プールPFI(株)、奥村機械製作股份有限公司、加須農業集落排水PFI(株)、木更津教育サービスPFI(株)、吹田南千里PFI(株)、奈良新県営プールPFI(株) |

持分法非適用の関連会社の名称 (株)スィムシティ鹿児島

(持分法を適用しない理由)

上記の持分法非適用の非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

### (3) 会計処理基準に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準および評価方法

- |           |   |
|-----------|---|
| 有価証券      |   |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）  |
| その他有価証券   |   |
| 時価のあるもの   | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの   | 移動平均法による原価法   |
| たな卸資産     |   |
| 未成工事支出金   | 個別法による原価法   |
| その他のたな卸資産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）              |

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高等に対する将来の見積補償額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、15年による均等額について費用の減額処理をしている。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

### ④重要な収益および費用の計上基準 完成工事高および完成工事原価 の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。

### ⑤のれんの償却方法および償却期間

のれんは、原則5年で均等償却している。ただし、重要性がない場合、発生連結会計年度に一括償却することとしている。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは原則5年で均等償却している。

### ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

## 2. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- ① 下記の資産は長期借入金29百万円（うち短期借入金へ振替 4百万円）および流動負債「その他」（預り金）120百万円の担保に供している。

建	物	92百万円
土	地	54百万円
計		147百万円

- ② 下記の資産は工事用リース資材の担保に供している。

現金預金（定期預金）	4百万円
------------	------

- ③ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券	112百万円
--------	--------

- ④ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券	1百万円
--------	------

- ⑤ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

投資有価証券	74百万円
--------	-------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,585百万円

#### (3) 保証債務

下記の法人のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。

(株)フージャースコーポレーション	112百万円
-------------------	--------

#### (4) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金等の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金およびその他のたな卸資産（仕掛品）と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金等のうち、工事損失引当金に対応する額は1,834百万円である。

### 4. 連結損益計算書に関する注記

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高    | 139,852百万円 |
| (2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | 1,666百万円   |
| (3) 研究開発費の総額          | 614百万円     |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	228,326,133株	一株	一株	228,326,133株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,797	9	平成23年3月31日	平成23年6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定している。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,797	利益剰余金	9	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については、低リスク、元本確保を原則として主に短期的な預貯金等で運用する方針である。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。

これらは取引ごとに期日管理および残高管理を行い、受注から債権回収完了まで取引先の状況を継続的に把握する体制としている。

有価証券および投資有価証券は、満期保有目的の債券および主に業務上の関係を有する企業の株式で、市場リスクに晒されている。

これらは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である支払手形および工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金は主に運転資金のために資金調達している。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

③金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの、独立行政法人福祉医療機構の年金住宅資金貸付、独立行政法人勤労者退職金共済機構の財形持家転貸融資に伴う借入金ならびにこの転貸である貸付金は、次表には含まれていない（(注)2を参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金預金	16,624	16,624	—
②受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*)	88,491 △1,937 86,553		
③有価証券および投資有価証券 ・満期保有目的の債券 ・その他有価証券	10,112 40,457	10,111 40,457	△0 —
④長期貸付金 貸倒引当金(*)	877 △742 135		
		86,523 136	△30 0
資 産 計	153,883	153,854	△29
①支払手形・工事未払金等	46,397	46,397	—
②短期借入金	11,144	11,144	—
③リース債務	55	53	△2
負 債 計	57,597	57,595	△2

(\*) 受取手形・完成工事未収入金等および長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

①現金預金

現金預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、債権額を一定の期間ごとに分類し、1年以内に決済されるものは、帳簿価額が時価とほぼ等しいことから当該帳簿価額、1年を超えて決済されるものは、期間に応じた国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出している。  
なお、時価は個別に計上している貸倒引当金を控除して算出している。

③有価証券および投資有価証券

譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出している。

また、貸倒懸念債権については担保および保証による回収見込額等により時価を算出している。

負債

①支払手形・工事未払金等、ならびに②短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③リース債務

リース債務の時価は、債務の合計額を新規に同様のリース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出している。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,787百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券および投資有価証券」に含めていない。独立行政法人福祉医療機構および独立行政法人勤労者退職金共済機構からの借入（短期借入金：連結貸借対照表計上額16百万円、長期借入金：同154百万円）および従業員への転貸（長期貸付金：連結貸借対照表計上額172百万円）は、重要性が乏しいため記載していない。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸土地や賃貸倉庫、賃貸オフィスビルを所有している。

なお、賃貸倉庫の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

これら賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	16,586	2,607	19,194	36,436
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,481	△50	1,431	9,365
合計	18,068	2,557	20,625	45,802

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)である。

また、賃貸等不動産および賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりである。

(単位 百万円)

	連結損益計算書における金額		
	賃 貸 収 益	賃 貸 費 用	差 額
賃貸等不動産	2,356	568	1,788
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	618	130	487
合 計	2,975	699	2,276

(注) 賃貸収益とこれに対応する賃貸費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)は、それぞれ「不動産事業等売上高」および「不動産事業等売上原価」に計上されている。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 559円28銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 14円80銭  |

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	142,999	流動負債	93,331
現金預金	16,571	支払手形	6,323
受取手形	1,783	工事未払金	39,219
完成工事未収入金	84,088	短期借入金	11,160
有価証券	9,999	リース債務	9
販売用不動産	2,058	未払法人税等	181
未成工事支出金	21,228	未成工事受入金	17,794
不動産事業支出金	3,086	預り受入金	7,372
未収入金	6,187	完成工事補償引当金	407
その他の他	2,465	賞与引当金	719
貸倒引当金	△4,469	工事損失引当金	4,305
固定資産	69,472	資産除去債務	33
有形固定資産	22,718	仮受消費税等	4,448
建物・構築物	7,006	その他の他	1,354
機械・運搬具	119	固定負債	9,715
工具器具・備品	174	長期借入金	154
土地	15,302	リース債務	26
リース資産	34	繰延税金負債	6,122
建設仮勘定	82	退職給付引当金	3,288
無形固定資産	285	資産除去債務	38
投資その他の資産	46,467	その他の他	86
投資有価証券	41,788	負債合計	103,047
関係会社株	452	純資産の部	
長期貸付金	4,557	株主資本	99,744
長期未収入金	3,283	資本金	19,838
その他の他	545	資本剰余金	25,326
貸倒引当金	△4,159	資本準備金	25,322
		その他資本剰余金	4
		利益剰余金	66,936
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	61,976
		特別償却準備金	1
		固定資産圧縮積立金	3,464
		固定資産圧縮特別勘定積立金	6
		別途積立金	61,700
		繰越利益剰余金	△3,196
		自己株式	△12,357
		評価・換算差額等	9,680
		その他有価証券評価差額金	9,680
資産合計	212,471	純資産合計	109,424
		負債純資産合計	212,471



# 株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利益剰余金合計
						特別償還準備金	別当金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別当金	繰越利益剰余金	
平成23年4月1日残高	19,838	25,322	4,253,326	4,959	2	3,242	1	59,900	3,692	71,798		
当期中の変動額												
別当積立金の積立								1,800	△1,800	—		
剰余金の配当									△1,797	△1,797		
当期純損失									△3,064	△3,064		
自己株式の取得												
自己株式の処分			△0	△0								
特別償還準備金の取崩					△0				0	—		
固定資産圧縮積立金の積立						222			△222	—		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							4		△4	—		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)												
当期中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△0	222	4	1,800	△6,888	△4,862	
平成24年3月31日残高	19,838	25,322	4,253,326	4,959	1	3,464	6	61,700	△3,196	66,936		

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日残高	△12,348	104,615	7,571	7,571	112,187
当期中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△1,797			△1,797
当期純損失		△3,064			△3,064
自己株式の取得	△9	△9			△9
自己株式の処分	0	0			0
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立 金の積立		—			—
株主資本以外の項目の当期 中の変動額(純額)			2,108	2,108	2,108
当期中の変動額合計	△9	△4,871	2,108	2,108	△2,762
平成24年3月31日残高	△12,357	99,744	9,680	9,680	109,424

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### ①有価証券

満期保有目的の債券

子会社株式および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌期から5年間で均等償却する方法によっている。

#### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっている。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保およびアフターサービス等の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上している。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異（825百万円）は、15年による均等額について費用の減額処理をしている。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしている。

- (4) 完成工事高および完成工事原価の計上基準  
 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっている。  
 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については工事完成基準によっているが、工期2年以上かつ請負金額50億円以上の工事については、工事進行基準によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
 税抜方式によっている。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前期において、区分掲記していた「短期貸付金」（当期末の残高は1,780百万円）は資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示している。

## 3. 追加情報

当期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 下記の資産は長期借入金29百万円（うち短期借入金へ振替4百万円）および預り金120百万円の担保に供している。

建	物	92百万円
土	地	54百万円
計		147百万円

② 下記の資産は工事用リース資材の担保に供している。

現金預金（定期預金）	4百万円
------------	------

③ 下記の資産は住宅建設瑕疵担保保証の担保に供している。

投資有価証券	112百万円
--------	--------

④ 下記の資産はPFI事業の契約履行義務等の担保に供している。

投資有価証券	1百万円
--------	------

⑤ 下記の資産は関係会社の借入金の担保に供している。

関係会社株式	74百万円
--------	-------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,153百万円
- (3) 保証債務
- ① 関係会社のシールド機製作・納入等に係る保証を行っている。 70百万円
- ② 下記の法人のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。  
 (株)フージャースコーポレーション 112百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
- 関係会社に対する短期金銭債権 5,064百万円
- 関係会社に対する短期金銭債務 605百万円
- 関係会社に対する長期金銭債権 4,311百万円
- (5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建て  
 で表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当  
 金に対応する額は1,795百万円である。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 139,852百万円
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分 2,220百万円
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 1,493百万円
- (4) 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額 1,666百万円
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高 142百万円
- (6) 研究開発費の総額 612百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	28,549,412株	31,286株	714株	28,579,984株

(注) 1. 増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

2. 減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものである。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	10,878百万円
有価証券評価損等	3,261百万円
貸倒引当金	2,915百万円
たな卸資産評価損等	2,204百万円
工事損失引当金	1,635百万円
退職給付引当金	1,170百万円
工事未払金・未払費用等	485百万円
賞与引当金	273百万円
債権の貸倒償却	72百万円
その他	304百万円
繰延税金資産小計	23,202百万円
評価性引当額	△23,202百万円
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,190百万円
固定資産圧縮積立金	△1,921百万円
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△6,122百万円
繰延税金負債の純額	△6,122百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械・運搬具	7百万円	7百万円	0百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	0百万円
1年超	一百万円
合計	0百万円

なお、取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	8百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	太平不動産㈱	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	5,485百万円	短期貸付金 および 長期貸付金	4,060百万円
				利息の受取	88百万円	—	—
子会社	吹田南千里 PFI㈱	所有 直接51%	建設工事の 受注	建設工事の 受注	4,118百万円	完成工事 未収入金	3,348百万円

- (注) 1. 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定している。  
なお、担保は受け入れていない。  
2. 建設工事の受注については、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。  
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	547円81銭
(2) 1株当たりの当期純損失	15円33銭

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 奥 村 組  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 奥 村 組  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

株式会社 奥村組 監査役会

常勤監査役 西上雄策<sup>⑨</sup>

常勤監査役 竹村勇二<sup>⑨</sup>

監査役 伊藤慎二<sup>⑨</sup>

監査役 出島信彦<sup>⑨</sup>

監査役 高橋義雄<sup>⑨</sup>

(注) 監査役 伊藤慎二、出島信彦、高橋義雄の3名は、社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、財務状況等を総合的に勘案して、かねてよりの安定配当1株当たり9円または業績に対応するものとして配当性向が50%に相当する額のいずれか高い方を配当することを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、この基本方針に基づき次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額 1,797,715,341円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定（変更案第22条、第30条）を新設するものであります。

なお、変更案第22条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第22条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第22条～第28条 (条 文 省 略)	第23条～第29条 (現 行 ど お り)
(新 設)	<u>第30条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第29条～第37条 (条 文 省 略)	第31条～第39条 (現 行 ど お り)

### 第3号議案 取締役10名選任の件

現任取締役9名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おくむら たかのり 奥村 太加典 (昭和37年3月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成13年12月 当社代表取締役社長(現任)	950,931株
2	ひらこ たかいく 平子 高育 (昭和23年2月12日生)	昭和49年1月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成20年1月 当社取締役 常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役 専務執行役員(現任) 平成22年6月 当社管理本部長(現任)	120,390株
3	やまぐち としお 山口 俊男 (昭和22年12月20日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 平成20年1月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員(現任) 平成24年4月 当社東日本支社長(現任)	66,854株
4	たかみ かずお 高見 一夫 (昭和25年11月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 平成20年10月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役 常務執行役員(現任) 平成24年4月 当社東京本社営業担当(現任)	65,914株
5	あおき こうぞう 青木 浩三 (昭和22年9月6日生)	昭和41年3月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成20年10月 当社常務執行役員 平成20年10月 当社西日本支社長(現任) 平成21年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)	57,479株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	土谷 誠 (昭和22年7月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 執行役員 平成18年6月 当社執行役員 平成19年3月 当社参与 平成21年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 執行役員 平成22年4月 当社土木本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)	76,124株
7	小林 俊雄 (昭和26年9月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年1月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 執行役員(現任) 平成22年10月 当社東日本支社副支社長(現任)	34,116株
8	藤岡 誠一 (昭和27年6月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社建築本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役 執行役員(現任)	36,314株
9	水野 勇一 (昭和28年7月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年10月 当社東日本支社副支社長(現任) 平成22年6月 当社取締役 執行役員(現任)	31,455株
10	* 齊藤 洸 (昭和21年7月12日生)	昭和55年4月 検察官任官 平成2年5月 弁護士登録 平成3年10月 齊藤洸法律事務所(現 齊藤・大西法律事務所)開業(現任)	3,000株

- (注) 1. \*印は、新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 齊藤洸氏は社外取締役候補者であります。  
4. 同氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。  
5. 同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。  
6. 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。

7. 同氏の選任が承認された場合、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件に、社外取締役としての機能を十分発揮できるよう同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役伊藤慎二氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<small>ばん</small> *伴 <small>よしひろ</small> 義聖 (昭和17年9月28日生)	昭和46年7月 検察官任官 昭和61年4月 弁護士登録 昭和62年4月 伴法律事務所開業(現任)	3,000株

- (注)
1. \*印は、新任候補者であります。
  2. 伴義聖氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 同氏は、社外監査役候補者であります。
  4. 同氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
  5. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。
  6. 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
  7. 同氏の選任が承認された場合、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件に、社外監査役としての機能を十分発揮できるよう同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上



# 株主総会会場ご案内

